

山梨県公報

第二千七百七十号

平成三十年

二月二十六日

月 曜 日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の 種類	路線名	区 間	延 (メートル)長	供用開始の 期日
県道	甲府韮崎線	甲斐市龍地字大滝六四七三番四 地先から 甲斐市龍地字滝ヶ池六四九二番 三地先まで	一四三・〇	平成三十年 三月二十日

公 告

目 次

○道路の供用開始(二件)……………五一

公 告

○土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定……………五一

告 示

山梨県告示第四十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成三十年三月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の 種類	路線名	区 間	延 (メートル)長	供用開始の 期日
県道	甲斐中央線	甲斐市大下条字御岳田九九二番 一地从先から 甲斐市大下条字金ノ尾六七五番 九地先まで	一五九・七	平成三十年 三月二十日

山梨県告示第四十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成三十年三月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十六日

●土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業(牛奥地区県営ため池等整備事業)計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

平成三十年二月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間 この公告の日から平成三十年三月二十七日まで
- 縦覧場所 甲州市役所
- 審査請求期間 この公告の日から平成三十年四月十一日まで
- 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から平成三十年八月二十六日まで

発行者

山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番